

新	旧	備考
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款  平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00007 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款  平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00007	
<b>第 1 条 ~ 第 6 条 (略)</b>  (保険金不払、保険金返還)  <b>第 7 条</b> 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わざ又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が発生したとき 二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかつたとき又は真実でないことを告げたとき 三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき 四 被保険者等が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき  (保険契約の解除)  <b>第 8 条</b> 日本貿易保険は、第 19 条第 1 項、第 20 条第 2 項、第 3 項、及び第 9 項並びに第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 保険契約者又は被保険者が、海外事業資金貸付に関して不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）の贈賄に関する規定に違反したとき 二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険	<b>第 1 条 ~ 第 6 条 (略)</b>  (保険金不払、保険金返還)  <b>第 7 条</b> 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わざ又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が発生したとき。 二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかつたとき又は真実でないことを告げたとき。 三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。  (保険契約の解除)  <b>第 8 条</b> 日本貿易保険は、第 19 条第 1 項、第 20 条第 2 項、第 3 項、及び第 9 項並びに第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 保険契約者又は被保険者が、海外事業資金貸付に関して不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）の贈賄に関する規定に違反したとき。 二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険	

新	旧	備考
<p>に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実に反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>四 <u>被保険者等が、反社会的勢力等による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p> <p>2 前項第2号の適用に当たっては、海外事業資金貸付について被保険者と協調して海外事業資金貸付を行う者が存在する場合であって、この約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあっては、当該他の保険契約に係る被保険者等の故意又は過失は、被保険者の故意又は過失とみなす。</p> <p>3 この約款に特段の定めがない限り、第1項各号の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p> <p>4 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第3条各号のいずれかに該当する事由（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p>	<p>に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実に反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき。</p> <p>三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</p> <p>2 前項第2号の適用に当たっては、海外事業資金貸付について被保険者と協調して海外事業資金貸付を行う者が存在する場合であって、この約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあっては、当該他の保険契約に係る被保険者等の故意又は過失は、被保険者の故意又は過失とみなす。</p> <p>3 この約款に特段の定めがない限り、第1項各号の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p> <p>4 保険契約者は、次条第1項に規定する保険責任の開始日前に第3条各号のいずれかに該当する事由（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p>	
第9条～第39条（略）	第9条～第39条（略）	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u></p>		